

(仮称) 流山市広告物条例 逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）並びに特定屋内広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

【解説】

流山市広告物条例（以下「条例」といいます。）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づく屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に加えて、次条に規定する、特定屋内広告物についても、屋外広告物と同様の目的・効果を持っていることから、両者を総称した「広告物等」に関して必要な規制を定めたものです。

本条では、本条例の目的を規定しています。

条例の目的は、屋外広告物法と同様に、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止であり、この目的のため、広告物等について、必要な規制に関する基準を定めることを明らかにしたものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

【解説】

本条は、この条例の用語の定義を規定しています。

屋外広告物とは、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物をいいます。

(1) 屋外広告物（法第2条第1項）

次の要件を全て満たしているものをいいます。

常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

屋外で表示されるものであること。

公衆に表示されるものであること。

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

屋外広告物は、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても上記の4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示内容が、単なる個人の名前など営利を目的としないものから、法人の名称、取扱商品等の文字表示、会社の商品の商標、シンボルマークまで、すべて屋外広告物になります。

(2) 特定屋内広告物

建物の内側(屋内)から公衆に向けて表示又は設置している場合は、「屋外」に該当しないことから、屋外広告物の定義には該当しません。しかし、「特定屋内広告物」についても、条例の目的である、良好な景観の形成若しくは風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るうえで、屋外広告物と同様の目的・効果を持っていることから、「特定屋内広告物」として、本条例で新たに定義しました。規制区域の種別に応じ、広告物等を表示若しくは掲出する物件の設置に制限があります。

具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを貼り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内壁等から屋外の公衆に向けて文字等を表示若しくは掲出する物件を設置するものをいいます。単に、商品を陳列している場合、実演販売のような宣伝行為を行う場合は、広告物ではないため該当しません。

【特定屋内広告物にあたるものの例】

・窓から少し離して設けた掲示板、広告用の等身大パネル等開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したもの

- ・ 屋内の利用者に向けた商品の値札やイメージボードであって、屋外の公衆からも認識できるよう表示・設置したもの

【特定屋内広告物にあたらぬものの例】

- ・ 屋内の利用者に向けて窓ガラスの内側に張るポスター
- ・ 屋内の利用者に向けた商品の値札やイメージボードで、意図せず屋外の公衆から視認できるもので、屋外の公衆が認識できないような修景等の措置を講じたもの
- ・ 車、衣類その他の商品等を開口部に陳列したもの

(景観計画との関係)

第 3 条 この条例に基づき行う屋外広告物等又は特定屋内広告物に関する規制は、流山市景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により本市が定める景観計画をいう。）に即して行うものとする。

【解説】

本条は、景観計画との関係を規定しています。

広告物等は、景観の重要な構成要素であることから、流山市景観計画（以下「景観計画」といいます。）第 5 章において、「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めており、景観行政と屋外広告物行政の一体性を高めるため、法第 6 条に基づき、景観計画に即して定めていることを示したものです。

なお、本条に基づき、第 30 条及び第 32 条において、屋外広告物の表示・設置又は変更・改造の許可申請若しくは特定屋内広告物の表示・変更の届出を行う際は、流山市景観条例（以下「景観条例」といいます。）に基づく事前協議を行うこととしています。

(広告物の在り方)

第 4 条 屋外広告物等又は特定屋内広告物（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

【解説】

本条は、広告物の在り方を規定しています。

広告物等は、この条例の目的である、良好な景観の形成若しくは風致の維持、公衆に対する危害の防止するものでなければならないことを定めています。

(広告物等を表示し、又は設置する者の責務)

第5条 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例に定める基準に適合するよう、自らの責任において広告物等を表示し、又は設置しなければならない。

【解説】

本条は、広告物等の設置者の責務を規定しています。広告物等の設置者は、条例の目的を達成するよう、各規定を遵守し、自らの責任において広告物等の表示又は設置を行ななければならないことを定めています。

ここでいう広告物等の設置者とは、広告物を表示又は設置を行う者をいいます。なお、デザインや制作を行うだけで、実際に表示又は設置を行わないものは含まれません。

(広告主の責務)

第6条 広告主(広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者をいう。以下同じ。)は、当該委託を受けた者に対し、この条例の定めるところにより、適正にこれらの行為が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、広告主(広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者)の責務を規定しています。

「広告主」は、この条例の目的に基づき、適正にその行為が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

第 2 章 屋外広告物等の制限等

(禁止屋外広告物等)

第 7 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

【解説】

本条は、表示又は設置してはならない屋外広告物等を規定しています。

法及び条例の目的である「良好な景観又は風致を維持する、公衆に対する危害を防止する」という屋外広告物等についての規範を明確にするものです。

これらの各号に該当する屋外広告物等は、第 8 条に規定する地域の区分や第 9 条に規定する禁止物件の指定に関わらず、市内全ての場所、物件において、表示・設置は禁止しています。なお、適用除外となる屋外広告物等についても同様です。

(地域区分ごとの表示等の制限)

第 8 条 屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限する必要に応じ、本市の地域、区域又は場所を第 1 種規制地域、第 2 種規制地域、第 3 種規制地域、第 4 種規制地域及び第 5 種規制地域に区分し、これらの地域の区分ごとの制限の内容は、規則で定める。

2 第 1 種規制地域は、次の各号の全てに該当する地域、区域又は場所とする。

- (1) 流山市景観条例（平成 19 年流山市条例第 48 号。以下「景観条例」という。）第 7 条第 1 項に定める景観計画重点区域（以下「景観計画重点区域」という。）

- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定によ

り定められた第1種低層住居専用地域、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区

イ 高速自動車国道の区域、道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域

ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

エ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

オ 官公署、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（博物館の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

3 第2種規制地域は、景観計画重点区域以外の区域のうち、前項第2号に掲げる地域、区域及び場所とする。

4 第3種規制地域は、景観計画重点区域（次に掲げる区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

（1）つくばエクスプレス沿線整備区域

（2）新川耕地区域

（3）利根運河区域

5 第4種規制地域は、景観計画重点区域（流山本町区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とす

る。

6 第5種規制地域は、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域以外の地域、区域及び場所とする。

【地域の区分ごとの制限の内容】

条例第8条第1項の規則で定める地域ごとの制限の内容は、別添資料の別表第1に示す内容とする予定です。

【解説】

本条は、屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法の制限に応じ地域を5つに区分し、地域の区分ごとに制限を定めることを規定したものです。それぞれの地域の区分ごとの具体的な制限内容は、別添資料の別表第1に示すとおりです。

< 指定地域について >

) 第1種規制地域

第1種規制地域は、特に良好な景観の形成若しくは風致の維持を図るべき地域として、千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」といいます。）において「禁止地域」に指定していた区域のうち、下記の全てに該当する地域、区域又は場所を指定します。

(1) 景観計画重点区域

景観条例第7条第1項に定める景観計画重点区域は、景観計画において、重点的に良好な景観の形成を図る区域として、下記の4つの区域を定めています。

- ・つくばエクスプレス沿線整備区域
- ・新川耕地区域
- ・流山本町区域
- ・利根運河区域

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、都市緑地法第12条の規定による特別緑地保全地区又は生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区

第1種低層住居専用地域は、都市計画法第9条に規定される用途地域の一つで、低層住宅に係る良好な住居の環境を保

護する地域です。

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生体系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地区です。当市では、松ヶ丘緑地保全地区（松ヶ丘の野馬土手周辺）が該当します。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区です。

- イ 高速自動車国道の区域、道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域

道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域は、特に良好な景観の形成又は風致の維持を必要とする区域として、主要地方道松戸野田線のうち流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間を指定しする予定です。

鉄道のうち市長が指定する区間にある区域については、現在のところ指定する予定はありません。

- ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

道路の区域に接し、かつ、当該道路から展望できる地域として、市長が指定する区域は、下記の区域を予定しています。

- ・常磐自動車道の市内全区間の両側の路端から側方へ500メートル以内の区域で道路から展望できる区域
- ・主要地方道松戸野田線のうち流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの両側の路端から側方へ500メートル以内の区域で道路から展望できる区域

鉄道の区域に接し、かつ、当該鉄道から展望できる地域として、市長が指定する区域は、現在のところ指定の予定はあ

りません。

- エ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園次に掲げる公園又は緑地です。

都市計画法に規定する都市計画施設である公園又は緑地
地方公共団体が都市計画区域内（流山市内）に設置する公園又は緑地

- オ 官公署、図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館（博物館の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）、社会教育法第20条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法第1条の5第1項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地

これらに当該する建物及び敷地の例は以下のとおりです。

図書館：森の図書館、木の図書館、図書館・博物館

博物館：図書館・博物館

公民館：南流山センター、東部公民館、文化会館（中央公民館・市民会館）、初石公民館、北部公民館

体育館：生涯学習センター、コミュニティプラザ、市民総合体育館、市民総合体育館、公衆便所

- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

平成元年千葉県告示第323号に定める松ヶ丘緑地保全地区の
周囲100メートル以内の区域

- ）第2種規制地域

景観計画重点区域を除く地域のうち、前項第2号に掲げる地域、区域、及び場所とします。

- ）第3種規制地域

景観計画重点区域の次に掲げる地域のうち、第1種規制地域以外の区域とします。

- （1） つくばエクスプレス沿線整備区域
- （2） 新川耕地区域
- （3） 利根運河区域

) 第 4 種規制地域

景観計画重点区域の流山本町区域のうち、第 1 種規制地域以外の区域とします。

) 第 5 種規制地域

第 5 種規制地域は、第 1 種規制地域、第 2 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域以外の地域とします。

(禁止物件)

第 9 条 何人も、次の各号に掲げる物件に屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- (2) 道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するもの
- (3) 街路樹、路傍樹及び流山市緑化推進及び保全に関する条例第 6 条第 1 項の規定により指定された保存樹木
- (4) 信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するもの
- (9) 形像及び記念碑

2 前項第 5 号に掲げるもののほか、電柱又は街灯柱には、貼り紙若しくは貼り札等(法第 7 条第 4 項に規定する貼り札等をいう。以下同じ。)を表示し、又は広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)若しくは立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)を設置してはならない。

3 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。

【解説】

禁止する物件については、屋外広告物等が無秩序に表示又は設置され

ることにより、良質な景観を損なうばかりではなく、特に信号機、道路標識、街路樹等に表示された場合、信号機、道路標識の妨害や見通しの不良等が生じ、公衆に危害を与える恐れがあるため、その表示又は設置を禁止するものです。

(告示)

第10条 前2条の規定による市長の指定は、告示によらなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

【解説】

本条は、地域区分ごとの表示等の制限(第8条)又は禁止物件(第9条)について、市長が指定、変更又は廃止するときは、告示によらなければならないことを規定しています。

これらの指定にあたっては、開かれた市政の実現に寄与するため、条例第34条第2項の規定により、市長の附属機関である流山市広告物審議会の意見を聴かななければならないこととしています。

(申請及び許可)

第11条 本市内において、次の各号のいずれかに該当する者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者

(2) 屋外広告物等を変更し、又は改造しようとする者(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)

(3) 許可の更新をしようとする者

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、当該申請のあった日から起算して10日以内に当該申請者に通知しなければならない。ただし、申請の内容について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

【軽微な変更又は改造について】

条例第11条第1項第2号の規則で定める軽微な変更又は改造は、屋外広告物等の補強又は主たる表示内容以外の表示内容の変更とする予定です。

【解説】

本条第1項は、良好な景観を形成若しくは、風致を維持又は、公衆に対する危害を防止するため、法第4条の規定に基づき、以下の行為を行おうとする場合には許可を受けなければならないことを定めたものです。

新たに屋外広告物等を表示し、又は設置する場合

既に許可を受けた屋外広告物等の内容に変更を加えたり、改造しようとするときは、軽微な変更を除き、許可を受けなければならないとしています。

変更又は改造とは、表示面積の変更、広告物を掲出する物件の改造、表示内容の変更等をいいます。

なお、変更等の許可対象外となる「軽微な変更又は改造」とは、表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替えとする予定です。例えば「退色防止の塗り替え」、「表示内容のうち従たる内容の変更（連絡先の変更など）」、「外観・構造の顕著な変更を伴わない修繕・取替え・補強」などを想定しています。

既に許可を受けた屋外広告物等の許可期間満了に伴い継続して表示する場合は、許可の申請をしなくてはならないこととしています。

第2項は、許可の申請が行われたときの許可又は不許可の通知について定めたものです。審査及び事務処理等に要する期間を考慮し、10日以内にその可否を通知しなければならないとしていますが、申請の内容に不備があった場合や規則に定める添付書類が不足していた場合に、その補正を求めた日数は10日間の期間には含めないこととします。

（許可の基準、有効期間及び条件）

第12条 市長は、屋外広告物等が次の各号の全てに該当していると認めるときは、前条第1項の許可をしなければならない。

- （1） 第7条及び第9条の規定に違反していないこと。
- （2） 道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあつては、当該場所の機能を妨げないこと。
- （3） 信号機、道路標識等と類似すること又はこれらの効用を妨げ

るおそれのないこと。

(4) 形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になるおそれのないこと。

ア 著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態

イ 著しく破損し、又は老朽した状態

ウ 倒壊し、又は落下するおそれのある状態

(5) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に違反し、又はそのおそれのないこと。

(6) 第8条第1項の規則で定める基準を満たしていること。

2 市長は、第1項の規定により許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間その他の条件を付することができる。

3 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。

【許可の有効期間について】

条例第12条第2項の規定する有効期限は、別添資料の別表第2に定める期間とする予定です。

【解説】

本条第1項では、条例の目的を達成するために、許可の基準を設け、この許可基準に合致したものは、原則的には、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害防止の面で問題がないとして許可することとし、条例による屋外広告物等の許可制度の実効性を確保するものです。

第1項第6号は、第8条において、全市域を5つに区分し、それぞれの区分ごとに屋外広告物等の表示等の制限を定め、規則によりその位置、形状、規模、色彩等についての具体的な基準を設けており、この制限に違反していないこととしています。なお、具体的な許可の基準は、別添資料の別表第1のとおりです。

第2項は、許可にあたって必要な条件を付することができることを定めています。なお、変更、継続の場合も同様です。

第3項は、許可の有効期間について定めたものです。時間の経過によって、老朽化、退色、塗料等がはく離して景観や風致を害するものとなったり、材料の腐食、ボルトの緩み等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれがあるため、許可の期間の上限を3年としています。

(適用除外)

第13条 第8条及び第11条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

- (1) 法令等に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する屋外広告物等
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する屋外広告物
- (8) 良好な景観を形成するために描写した絵画その他の具象的な図柄等を表示し、又は設置するもので規則で定める屋外広告物等
- (9) 次に掲げる屋外広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - ア 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
 - イ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物
 - ウ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

エ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物

オ 自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める屋外広告物等

(1 0) 人、動物、車両（鉄道車両又は自動車を除く。）、船舶等に表示し、又は設置する屋外広告物等

(1 1) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する屋外広告物等（次号に掲げる屋外広告物等を除く。）で、次に掲げるもの

ア 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため表示し、又は設置する屋外広告物等

イ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める屋外広告物等

(1 2) 前号に掲げるもののほか、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項第5号に規定する使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。）の車両に表示し、又は設置する広告物等であって、その使用の本拠の位置において効力を有している屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示し、又は設置しているもの

2 第8条の規定は第2号又は第3号のいずれかに該当する屋外広告物等について、第9条第1項の規定は次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

(1) 前項第1号、第2号並びに第9号ア及びイのいずれかに該当する屋外広告物等

(2) 第9条第1項第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前号に掲げるもののほか、第9条第1項第8号に掲げる物件に表示する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

- 3 第9条第2項の規定は、第1項第1号から第6号まで並びに第9号ア及びイのいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- 4 第9条第3項の規定は、第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

【適用除外の屋外広告物等の基準について】

条例第13条第1項第9号及び第11号イ並びに第2項第2号及び第3号の規則で定める基準は、別添資料の別表第3のとおりとする予定です。

【適用除外の広告物等】

条例第13条第1項第8号、同第9号オ、同第11号ウで定める屋外広告物等は下記の屋外広告物とする予定です。

条例第13条第1項第8号の規則で定める屋外広告物等

地域の歴史的な風景、文化又は建築物を描写した絵画及び行灯等で周囲と調和したものとする。

条例第13条第1項第9号オの規則で定める屋外広告物等

自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板に表示する屋外広告物とする。

条例第13条第1項第11号ウの規則で定める屋外広告物等

(1) 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する屋外広告物等で、別添資料の別表第3第7号に定める基準に適合するもの

(2) 絵画その他の具象的な図柄を表示する屋外広告物で、営利を目的としないもの

【解説】

屋外広告物は、法第2条に定義されているとおり極めて広い概念であり、その中には個人住宅の表札等も含まれます。

これらのすべての屋外広告物等を規制の対象にすることは、市民生活の実態からみても現実的でなく、また、行政の効率の観点からみても適当ではないため、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、提出目的、表示面積などの一定の基準に適合する場合に限って、条例の規制の対象から適用除外するものです。

ただし、この場合においても、第7条の禁止屋外広告物等や第17条の管理義務の規定は適用されます。

(特例の許可)

- 第14条 市長は、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、第34条第1項に規定する審議会の議を経て、第8条、第9条及び第12条第1項の規定にかかわらず、その表示又は設置を許可することができる。この場合において、第11条第2項中「10日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物等を変更し、又は改造してはならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。
- 3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による許可の場合に準用する。

【軽微な変更又は改造について】

条例第11条第1項第2号の規則で定める軽微な変更又は改造は、屋外広告物等の補強又は主たる表示内容以外の表示内容の変更とする予定です。

【解説】

本条は、表示しようとする屋外広告物等が、地域の区分ごとの制限又は許可基準に適合しない場合や禁止物件に表示しようとする場合において、設置者が特例の許可を受けたい旨を申請したとき、市長が、当該屋外広告物等の表示が当該地域の良好な景観の形成や風致の向上に資すると認める場合は、審議会の議を経て許可することができることを定めたものです。

特例の許可の例として、たとえば次のような場合が考えられます。

- ・ 許可基準を超える規模の屋外広告物等であるが、周辺の景観に調和し、街のシンボルとして必要と認められるもの
- ・ 禁止物件に表示される屋外広告物等であるが、良好な景観の形成や風致の向上に資すると認められるもの

(許可の表示)

第 1 5 条 この条例に基づく許可を受けた者は、当該許可の期間中、規則で定めるところにより、屋外広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければならない。

【解説】

本条は、許可を受けて屋外広告物等を表示し、又は設置する者に対して課せられている義務の一つであり、屋外広告物等が適正に許可を得て表示されていることが、当該屋外広告物等を一見しただけで分かるように、許可証の貼付義務を規定しているものです。貼り紙等については、許可印を押印することとしています。

(許可の取消し)

第 1 6 条 市長は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第 1 1 条第 1 項第 2 号又は第 1 4 条第 2 項の規定に違反したとき。

(2) 第 1 2 条第 2 項(第 1 4 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の措置の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地)

(2) 許可を取り消した対象行為の位置及び内容

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、流山市行政手続条例（平成9年流山市条例第23号）の規定に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

【解説】

本条第1項では、許可を受けた屋外広告物等であっても、次のような場合には、許可を受けた者に対し、許可の取消しをすることができることを規定しています。許可の取消しが行われた場合、その時点から屋外広告物等を表示し、又は設置した者には、除去義務（条例第19条第1項）が適用されます。

- （1）変更又は改造の許可を受けなかったとき又は特例の許可を受けた屋外広告物等を変更又は改造したとき。
- （2）許可の条件又は特例の許可の条件に違反したとき
- （3）措置の命令に従わなかったとき
- （4）虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

第2項では、前項の許可を取り消したときは、屋外広告物等を表示し、又は設置した者の名称、対象行為の位置や概要等を公表することができることを規定しています。

違反屋外広告物への対応については、違反状況を知った時点で、違反屋外広告物等を表示者や広告主に対して適法なものにするよう行政指導します。しかしながら、この行政指導に従わない悪質な違反者に対して措置命令（条例第20条第1項及び第2項）及び本条の公表の措置を適用することになります。

（管理義務）

第17条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

【解説】

どのような屋外広告物等であっても、必要な管理を怠っていれば、年月の経過に伴って、景観及び風致の維持の観点からも、また、公衆に対する危害の防止の観点からも有害なものになる可能性が高くなります。

屋外広告物等を常に良好な状態に保持しておくため、条例第7条各号に掲げる禁止広告物の要件に該当しないようにするというだけでなく、当初の機能をそのまま保持できるよう、補修その他必要な管理を行う義務を課すものです。

(大規模な屋外広告物等の管理)

第18条 この条例に基づく許可を受けた者が当該許可に係る屋外広告物等(規則で定める規模以上の屋外広告物等に限る。)を表示し、又は設置したときは、次の各号のいずれかに該当する者にそれらの管理を行わせなければならない。

(1) 千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。)第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者

(2) 県条例第17条の11第1項第1号に掲げる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者として規則で定める者

2 前項の屋外広告物等の管理を行わなければならない者は、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する時までに定めなければならない。

【大規模な屋外広告物等の規模について】

屋外広告物等の高さが4メートル又は1面当たりの表示面積が10平方メートルとする予定です。

【大規模な屋外広告物等を管理する者について】

次に掲げる者とする予定です。

建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第3項に規定する特種電気工事資格者(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)

【解説】

本条は、一定規模を超える大規模な屋外広告物等の管理について規定

したものです。条例第17条では、屋外広告物等の管理義務を規定し、屋外広告物等は良好な状態に保持しておかなければならないとしています。しかし、屋外広告物等の適正な管理のためには、塗装、構造、電気など、屋外広告物等についての専門的な知識が必要であるため、屋外広告物等の表示、設置者が専門的知識に乏しい者である場合には、表示、設置者が自ら管理をすることは困難です。また、多数の屋外広告物等を表示、掲出しているために、自分だけでは全ての屋外広告物を適正に管理できないということも考えられます。このような場合には、専門的知識を有する管理者を置くことが特に必要となります。

このため、屋外広告物等の高さが4メートル又は1表示面積が10平方メートル以上の屋外広告物等については、管理者の設置を義務づけるものです。

(除却義務)

第19条 屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の有効期間が満了したとき、第16条の規定により許可が取り消されたとき、又は屋外広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、遅滞なく当該屋外広告物等を除却しなければならない。第35条各項に規定する屋外広告物等について同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する期間が経過した場合においても同様とする。

2 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

本条では、屋外広告物等の除却義務について定めたものです。除却義務が生じるのは次の場合で、いずれかに該当する場合は、遅滞なく当該屋外広告物等を除却しなければならないとしています。

(1) 許可の有効期間が満了したとき

(2) 許可が取り消されたとき

(3) 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったとき

(4) 地域の区分ごとの表示等の制限や禁止広告物の指定又は変更に伴う経過措置の期間が経過したとき

(措置命令及び広告主への指導)

第20条 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第16条第1項第2号の規定に該当する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により必要な措置を命じたときに準用する。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置の対象となる屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、当該屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を定め、これを設置する者又は管理する者はその期限までに市長に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

5 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等がある場合において、その違反の是正又は改善のため必要があると認めるときは、当該屋外広告物等に係る広告主に対し、必要な指導を行うことができる。

【解説】

本条第1項は、条例の規定又は許可等の条件に違反した屋外広告物等に対し、市長が措置命令を発することができることを規定したものです。

(1) 措置命令の相手方

措置命令の相手方は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者となります。

(2) 措置命令の内容

表示若しくは設置の停止：禁止物件である橋りょう等に屋外広告物等を表示・設置しようとする者に対して、当該表示・設置のための工事の停止を命ずる場合が想定されます。

除却：違反屋外広告物等の除却を命ずる場合です。

その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置：改修、移転、修繕が考えられます。

第2項は、許可をする場合に付した条件に違反した者に対して、市長が措置命令を発することができることを規定したものです。

第3項は、前2項の規定により措置命令を発した場合に、その屋外広告物等の違反内容や緊急性、悪質性等を鑑み、市民に対して広く周知すべきと判断された場合は、その旨を公表することができることを規定しています。

第4項は、相手方が過失なくて確知できない場合の略式の代執行を定めた規定です。除却その他必要な措置を命じようとする場合、当該違反屋外広告物等を表示し若しくは設置し、又はこれを管理する者を確知することができない場合にまで、行政代執行法(昭和23年法律第43号)どおりの手続きで行ったのでは、手続きが複雑になり実務的ではないため、法第7条第2項の規定に基づきこれらの措置を市長が自ら行うことができる略式の手続きを定めています。

(屋外広告物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該屋外広告物等を除却した日時
- (3) 当該屋外広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するため必要と認められる事項

【解説】

本条は、法第8条第2項に基づき市長が屋外広告物等を保管した場合の公示事項を定めたものです。

第4号に規定する「必要と認められる事項」とは、例えば、返還場所の連絡先や写真等が想定されます。

(屋外広告物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、保管を始めた後遅滞なく、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、当該公示の日の翌日から14日間(法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物等にあつては、2日間)、流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等の権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行ったときは、規則で定めるところにより保管等の状況に関する書類を整備し、関係者の閲覧に供さなければならない。

【書類を整備、閲覧に供するところについて】

条例第22条第2項に規定する規則で定めるところは、広告物事業を所管する課の事務所とする予定です。

【解説】

本条は、法第8条第2項に基づき市長が屋外広告物等を保管した場合の公示の方法を定めたものです。

第1項第1号では、公示は、保管を始めた後遅滞なく、流山市公告式条例第2条第2項に規定する、以下の掲示場に掲示することとします。

- (1) 流山市役所掲示場
- (2) 流山市東部出張所掲示場
- (3) 流山市江戸川台駅前出張所掲示場
- (4) 流山市南流山出張所掲示場
- (5) 流山市おおたかの森出張所掲示場

第1項第2号では、特に貴重な屋外広告物等について、第1号の一般的な公示をしても返還されない場合は、流山市公告式条例に基づき、その公示の要旨を公告することとしています。

第1項第3号では、屋外広告物等の保管状況の閲覧について定めたものです。保管等の状況に関する書類は、公告の写しを所管課である都市計画課に備え付けることとします。

(屋外広告物等の価額の評価の方法)

第23条 法第8条第3項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

【解説】

法第8条第3項では、市長が保管した屋外広告物等の保管にかかる費用又は手数料が、屋外広告物等の価額に対して不相応となる場合に売却することができることを定めており、本条は、その際の評価の方法を定める規定です。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手續)

第24条 法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる屋外広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する屋外広告物等の売却の手續は、規則で定める。

【屋外広告物等の売却の手續について】

条例第24条第2項に規定する屋外広告物等の売却の手續は、流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)の例による行うことを、予定しています。

【解説】

本条は、法第8条第3項に基づき、市長が保管した屋外広告物等を売却する場合の手続きを定める規定です。売却の方法は、競争入札に付して行うものとしませんが、入札が無かった場合、又は当該方法が不相当と認められる場合は、随意契約により売却することができます。なお、売却の手続きについては、流山市財務規則の例により行うことを予定しています。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第25条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

【解説】

法第8条第3項では、市長が保管した屋外広告物等の売却は、公示の日から一定の期間が経過してもなお返還できないことが要件の1つとされています。本条は、その公示の日から売却可能となるまでの期間を定める規定です。

法第7条第4項の規定(簡易除却)により除却された屋外広告物等：2日

特に貴重な屋外広告物等：3月

又は 以外の屋外広告物等：2週間

(屋外広告物等を返還する場合の手続)

第26条 市長は、保管した屋外広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該屋外広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

【解説】

本条は、市長が保管した屋外広告物等を所有者等に返還する場合の手続きを定める規定です。なお、法8条第6項の規定に基づき、除却・保管・売却・公示その他の措置に要した費用は、返還を受けるべき所有者等に負担させることができます。

(立入検査等)

第27条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者から報告を求め、又は当該職員をして屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

屋外広告物事務を適正に執行するためには、屋外広告物等の実態を十分に把握する必要があります。

本条は、条例に違反し、又は違反する恐れのある屋外広告物等について、市長が必要な限度において、屋外広告物等を表示し、又は設置する者に対し、必要な報告をさせ、又は職員に、屋外広告物等のある土地・建物に立ち入り、当該屋外広告物等を検査させることができることを規定したものです。

(地位の承継)

第28条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、変更後のこれらの者は、それぞれ変更前のこれらの者のこの条例に基づく地位を承継する。

【解説】

本条は、「屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者」又は「屋外広告物等を管理する者」について、相続や合併等により変更があっ

た場合、変更前の者の地位を変更後の者が承継することを定めたものです。この場合、次条の規定による届出を行う必要があります。

(届出)

第29条 第18条第2項の規定により屋外広告物等の管理を行わせる者を定めたときは、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理を行わせる者を変更したときも同様とする。

2 前項に規定するもののほか、この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、当該屋外広告物等を管理する者を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該屋外広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

5 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

本条は、屋外広告物等を表示し、設置し、又は管理する者に適正な管理を行わせるために、それらの者を明らかにし、市長が必要な措置命令等を行えるようにする必要があるため、各種の届出義務を規定したものです。

(事前協議)

第 30 条 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による申請をしようとする者は、流山市景観条例の定めるところにより、その申請内容について市長に事前協議しなければならない。

【解説】

本市における広告物等は、景観の重要な構成要素であることから、景観行政と屋外広告物行政の一体性を高めるため、下記のいずれかに該当する場合は、許可の申請を行う 30 日前までに、景観条例の定めるところにより、事前協議しなければならないとしています。

なお、事前協議については、第 32 条第 1 項の規定により特定屋内広告物の表示の届出の際にも必要となります。

第 3 章 特定屋内広告物に関する制限等

(特定屋内広告物の表示の制限)

第 31 条 第 1 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域においては、特定屋内広告物を表示してはならない。ただし、規則で定める基準を満たす特定屋内広告物については、この限りでない。

2 第 2 種規制地域及び第 5 種規制地域において特定屋内広告物を表示するときは、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる特定屋内広告物については、適用しない。

(1) 法令等に基づき表示する特定屋内広告物

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する特定屋内広告物

(3) 公職選挙法に基づく選挙運動のため表示する特定屋内広告物

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示する特定屋内広告物

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する特定屋内広告物

(6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示する特定屋内広告物

(7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に

表示する特定屋内広告物

- (8) 良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としない特定屋内広告物
- (9) 規則で定める範囲の外に表示する特定屋内広告物
- (10) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、特にやむを得ないものとして第 3 4 条第 1 項に規定する審議会の議を経て市長が決定した特定屋内広告物

【特定屋内広告物の表示の制限】

特定屋内広告物の表示の制限については、下記の ~ とする予定です。

条例第 3 1 条第 1 項の規則で定める基準は、別表第 4 のとおりとする。

条例第 3 1 条第 2 項の規則で定める基準は、別表第 5 のとおりとする。

条例第 3 1 条第 3 項第 9 号で定める範囲は、開口部等に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面から 2 m を超える範囲とする。

【解説】

本条は、第 8 条に規定する地域の区分に応じて、特定屋内広告物（建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの）の表示の制限を行うものです。

第 1 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域は、景観計画において、重点的に良好な景観の形成を図る区域として定めていることから、特定屋内広告物を表示してはならないとしています。ただし、経済活動や街のにぎわい創出の観点から、規則別表第 4 に定める基準の範囲内で表示することができることとしています。

第 2 種規制地域及び第 5 種規制地域については、規則別表第 5 に定める基準の範囲内で表示することができることとしています。

適用除外となる特定屋内広告物は、第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 8 号に掲げる屋外広告物等の適用除外規定と同様とします。

また、開口部の内側の面から 2 m 超えて表示されるものは、屋内の人に対して表示するものとみなし、規制の対象から適用除外することとし

ています。

(特定屋内広告物の表示の届出)

第 3 2 条 規則で定める規模以上の特定屋内広告物 (前条第 3 項各号に掲げる特定屋内広告物を除く。) を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該行為に着手する 3 0 日前までに市長に届け出なければならない。

2 第 3 0 条の規定は、前項の届出について準用する。

【 特定屋内広告物の表示の届出について 】

条例第 3 2 条第 1 項の規則で定める規模は、特定屋内広告物の 1 壁面当たりの総表示面積が 3 平方メートルとする予定です。

【 解説 】

第 8 条に規定する地域の区分のうち、第 2 種規制地域又は第 5 種規制地域において、規則に定める規模 (1 壁面当たりの総表示面積が 3 平方メートル以上) の特定屋内広告物を表示し、又は変更しようとするときは、当該行為に着手する 3 0 日前までに市長に届け出なければならないとしています。

なお、特定屋内広告物の表示にあたっては、届出の 3 0 日前までに、景観条例の定めるところにより、事前協議を行う必要があります。

(助言、指導、勧告及び公表並びに立入検査)

第 3 3 条 市長は、第 3 1 条に違反していると認めるとき又は前条第 1 項の規定による届出がないときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、その助言又は指導に従うよう勧告することができる。

3 第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに準用する。

4 第 2 7 条の規定は、特定屋内広告物について準用する。

【 解説 】

本条第1項では、提出された届出が第31条の制限に適合しないと認められる場合は、届出をした者に対して、その届出に係る行為に関し計画の変更やその他必要な措置を講ずるよう助言又は指導できることを規定しています。

第2項は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、市長は助言又は指導に従うよう勧告できる旨を規定しています。

第3項では、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができることとしています。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 対象行為の位置及び内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

第4項では、特定屋内広告物の事務を適正に執行するため、屋外広告物等と同様にその実態を十分に把握する必要があることから、条例に違反し、又は違反する恐れのある特定屋内広告物について、必要な限度において、特定屋内広告物を表示する者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、屋外広告物等のある土地・建物に立ち入り、当該屋内広告物を検査させることができることとしています。

第4章 審議会への諮問

第34条 広告物等に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、流山市広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第8条第2項第2号イ、ウ、及びカ並びに第9条第1項第2号、第4号、第5号及び第8号の規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。
- (2) 第12条第1項第6号並びに第13条第1項第9号及び第11号イ並びに第2項第2号及び第3号並びに第31条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更

しようとするとき。

(3) 第13条第1項第9号オ及び第11号ウに規定する規則で定める屋外広告物等を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(4) 第18条各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(5) 第18条第3号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(6) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 屋外広告業を営む者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 本市の住民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

広告物等を規制することは、広告物等を表示し、又は設置する者の自己の財産を自由に使用する権利を制限することになり、さらには政治活動の自由、表現の自由、営業の自由等を制約することにもなりかねません。

そこで、本条では、条例による規制が国民の基本的な人権を不当に侵害しないようにするため、規制内容である広告物等の基準等を定めるにあたって、市長の附属機関として学識経験者等で構成される「流山市広告物審議会（以下「審議会」といいます。）」を設立し、その意見を聴くことを定めたものです。

(経過措置)

第 3 5 条 第 9 条第 1 項第 2 号から第 5 号及び第 8 号までの規定による指定(当該指定の変更を含む。)又は同条の規定による屋外広告物等の表示若しくは設置を禁止する物件の変更があった際、現に第 1 1 条第 1 項の許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等で、当該指定又は変更(次項において「指定等」という。)によりこの条例に違反することとなるものについては、当該許可の有効期間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。

2 指定等があった際、現に適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定等によりこの条例に違反することとなるもの(前項に規定する屋外広告物等を除く。)については、当該指定等があった日から 1 年間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。

3 第 1 項の規定は、第 8 条第 2 項第 2 号イ、ウ、若しくはカの規定による指定(当該指定の変更又は廃止を含む。)若しくは同条の規定による地域、区域及び場所の変更又は第 1 2 条第 1 項の規定による許可の基準の変更があった際、現に第 1 1 条第 1 項の許可を受けて表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定若しくは地域の区分の変更又は許可の基準の変更によりこの条例に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについて、準用する。

【解説】

本条第 1 項及び第 2 項では、禁止物件の指定又は変更があった際、現に表示され、又は設置されている屋外広告物等で、当該指定又は変更によりこの条例に違反することとなるものの経過措置を定めたものです。

(1) 許可を受けて表示又は設置していたもの：許可の有効期間に限り表示または設置可能

(2) 適用除外により許可不要で表示又は設置していたもの：指定等があった日から 1 年間に限り表示または設置可能

第3項では、地域の区分における市長の指定又は変更、許可の基準の変更があった際、現に許可を受けて表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定又は変更によりこの条例に違反することとなるものの経過措置を定めたものです。当該屋外広告物等については、許可の有効期間に限り表示または設置可能です。

(手数料)

第36条 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が貼り紙若しくは貼り札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置するため許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した手数料は、返還しない。

【解説】

本条は、屋外広告物等の審査に係る手数料に関する規定を定めたものです。

屋外広告物等の手数料は、別表に定めるとおり、貼り紙などを除き、原則として屋外広告物等1基ごとに当該屋外広告物等の表示面積により算定します。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し、各種様式や添付図書、許可基準など、必要な事項について流山市広告物条例施行規則に委任することを規定するものです。

第6章 罰則

(罰則)

第 3 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条又は第 9 条の規定に違反して屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第 2 0 条第 1 項の規定による命令に違反した者

2 第 2 7 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10 万円以下の罰金に処する。

【解説】

本条は、違反行為を抑止し、報告及び立入検査規定の実効性を確保するため、法第 3 4 条及び地方自治法第 1 4 条に基づき、罰金の規定を設けるものです。

以下の場合には 5 0 万円以下の罰金が科せられます。

禁止広告物又は禁止物件の規定に違反したとき

条例の規定による許可等の条件に違反して措置命令を受けた者がその命令に違反したとき

また、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときや検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10 万円以下の罰金が科せられます。

(両罰規定)

第 3 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【解説】

本条は、違反行為が行われた場合、行為者本人のほかに、その行為者と一定の関係がある他人（法人を含みます。）に対しても刑罰を科することを規定したものです。これは、行為者本人だけを処罰するだけでなく、法人等にも刑を科すことにより、条例の趣旨を達成するために設けたものです。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第31条から第33条までの規定 平成32年4月1日

(2) 第34条並びに附則第7項及び第8項の規定 公布の日

【解説】

この条例は、平成31年4月1日から施行します。下記の規定については、それぞれ施行日が異なります。

< 特定屋内広告物 >

特定屋内広告物の規定については、与える影響の大きさを鑑みて、条例施行から1年経過した平成32年4月1日から施行することとしています。

< 流山市広告物審議会 >

市長の附属機関である流山市広告物審議会の設立や当該審議会に諮る事項に係る規定については、公布の日から施行することとしています。

(屋外広告物等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に表示され、又は設置されている屋外広告物等(施行日の前日までに県条例第6条第1項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の許可を受けていた屋外広告物等(以下「旧許可物件」という。))であって、施行日以後第12条第1項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から3年間(当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第11条第1項第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、県条例第6条第1項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の許可の基準を第12条第1項各号の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第12条第3

項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年（当該3年を経過する日が施行日から3年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から3年を経過する日までの期間）」とする。

- 3 この条例の施行の際、現に県条例の規定に適合して表示され、又は設置されている屋外広告物等のうち、旧許可物件を除くものであって、施行日以後第12条第1項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から3年間（当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第11条第1項第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第12条第1項の規定にかかわらず、第11条第1項の許可があったものとみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたとみなされる許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、この条例の規定による許可の基準にかかわらず、施行日の前日における県条例の規定による許可の基準に基づきするものとする。

【解説】

条例の施行により新たに規制対象となった地域や物件等において、現に適法に表示されていた屋外広告物等については、新しい法制度に円滑に移行するため、経過措置を規定するものです。

第2項及び第3項は、施行日前に表示し、又は設置した屋外広告物等について、変更や改造を行わず、継続して表示または設置する場合は、施行日から3年間に限って条例の許可を受けたとみなすための規定です。

第4項は、県条例の規定に行われた処分や手続等は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続等とみなすための規定です。

第5項は、施行日より前に県条例に基づき受付をした屋外広告物等の許可申請については、本条例の申請とみなし、かつ、許可の基準は県条例が適用されることを規定しています。

(特定屋内広告物に関する経過措置)

6 附則第1項第1号の施行の際、現に表示されている特定屋内広告物のうち、施行日以後第31条の規定に違反することとなる特定屋内広告物(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から2年間(当該期間の満了前に当該既存不適格物件にその規模、形態又は意匠の変更を加えようとするときは、当該変更を加えるまでの間)は、同条の規定は適用しない。

【解説】

条例の施行により新たに規制対象となった特定屋内広告物のうち、当該規定の施行の際、現に表示されており施行日以後に違反となるものについて、新しい法制度に円滑に移行するため、経過措置を規定するものです。

施行以後、変更や改造を行わず、継続して表示する場合は、施行日から2年間に限って制限の規定は適用しないこととします。

(指定等の特例)

7 市長は、この条例の公布の日から施行の日の前日までの間に、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 第8条第2項第2号イ、ウ及びカ並びに第9条第1項第2号、第4号、第5号及び第8号の規定による指定をし、又はこれを変更すること。

(2) 第12条第1項第6号並びに第13条第1項第9号及び第11号イ並びに第2項第2号及び第3号並びに第31条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更すること。

(3) 第13条第1項第9号オ及び第11号ウに規定する規則で定める屋外広告物等を定め、又はこれを変更すること。

(4) 第18条各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を

定め、又はこれを変更すること。

- (5) 第 18 条第 3 号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更すること。

【解説】

条例の施行の日までに地域区分や禁止物件、許可の基準等を定め、広く周知を図る必要があるため、審議会の意見を聴いたうえで指定等を行う事項については、公布の日から行うことができることとしています。

(審議会の委員の任期の特例)

- 8 第 34 条の規定の施行の日以後最初に委嘱する審議会の委員（当該委員の補欠の委員を含む。）の任期は、同条第 4 項の規定に関わらず、その任期の末日を平成 33 年 3 月 31 日までとすることができる。

【解説】

条例の公布の日から施行の日までの間に、条例第 34 条に規定する審議会の意見を聴き定めるべき事項があるため、最初に委嘱する審議会委員にあっては条例の施行日前に委嘱する必要があります。この場合、同条第 4 項の規定を適用すると、年度の途中で任期を迎えることになるため、最初に委嘱する審議会委員については、その任期を附則で別に決めました。

(流山市手数料条例の一部改正)

- 9 流山市手数料条例（昭和 27 年流山市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。